

横須賀市報

第1812号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

告示

- ◇指定居宅サービス事業者の指定について…………… 14733
- ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について…………… //
- ◇指定居宅介護支援事業者の指定について…………… 14734
- ◇指定介護予防サービス事業者の指定について…………… //
- ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について…………… //
- ◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について…………… //
- ◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について…………… //
- ◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について…………… //
- ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について…………… 14735
- ◇特定生産緑地の指定について…………… //
- ◇除却広告物等の保管について…………… 14737
- ◇放置自転車等の移動について…………… //
- ◇道路区域変更について…………… 14738
- ◇道路の供用開始について…………… //
- ◇道路の供用開始について…………… //
- ◇横須賀港港湾隣接地域の指定について中一部改正…………… 14739

公告

- ◇介護保険料納入通知書の公示送達…………… //
- ◇介護保険料の督促状の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達…………… 14740
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達…………… //
- ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達…………… //
- ◇不動産差押書の公示送達…………… //
- ◇債権差押調書の公示送達…………… //

- ◇配当計算書の公示送達…………… //
- ◇都市公園の区域及び面積の変更について…………… //
- ◇開発行為の工事完了について…………… 14741
- ◇建築基準法に基づく道路位置の指定について…………… //
- ◇農用地利用集積計画について…………… //

上下水道局告示

- ◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について…………… 14742
- ◇指定下水道工事店の指定辞退について…………… //
- ◇指定下水道工事店の所在地の変更について…………… //

教育委員会規則

- ◇横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則…………… //
- ◇横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 14743
- ◇横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 14744

教育委員会告示

- ◇教育委員会定例会の招集について…………… //

選挙管理委員会告示

- ◇選挙権を有する方の50分の1の数について…………… //
- ◇選挙権を有する方の3分の1の数について…………… 14745
- ◇選挙権を有する方の6分の1の数について…………… //

正 誤

告示

横須賀市告示第38号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和3年3月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年3月1日	ヘルパーステーションおはな	横須賀市浦賀1丁目8番11号2階	訪問介護	東京都台東区東上野二丁目23番9号 岩瀬第二ビル2階 株式会社H S M 代表取締役 長谷部 雅人
同	訪問看護ステーションあやめ横須賀	横須賀市小矢部4丁目6番23号ドミール衣笠101	訪問看護	東京都港区新橋二丁目12番16号 株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩

横須賀市告示第39号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。

て指定しました。

令和3年3月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年3月1日	セカンドアルバムみなくら	横須賀市鷹取2丁目14番6号	地域密着型通所介護	東京都台東区東上野二丁目23番9号 岩瀬第二ビル2階 株式会社H S M 代表取締役 長谷部 雅人
同	セカンドアルバムそら	横須賀市大矢部2丁目1番12号二見ビル1階	地域密着型通所介護	東京都台東区東上野二丁目23番9号 岩瀬第二ビル2階 株式会社H S M 代表取締役 長谷部 雅人

<p>横須賀市告示第40号 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま</p>		<p>した。 令和3年3月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>		
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年3月1日	宝夢ケア	横須賀市武3丁目5番17号	居宅介護支援	横須賀市長坂三丁目9番39号 合同会社宝夢 代表社員 山 崎 哲 也
<p>横須賀市告示第41号 介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定</p>		<p>しました。 令和3年3月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>		
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年3月1日	訪問看護ステーションあやめ横須賀	横須賀市小矢部4丁目6番23号ドミール衣笠101	介護予防訪問看護	東京都港区新橋二丁目12番16号 株式会社ファーストナース 代表取締役 橋 本 真奈歩
<p>横須賀市告示第42号 介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨</p>		<p>の届出がありました。 令和3年3月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>		
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年1月31日	よこすか南部訪問看護ステーション	横須賀市野比5丁目7番2号	訪問看護	横須賀市野比五丁目7番2号 医療法人社団聖ルカ会 理事長 猪 狩 康 裕
令和3年2月28日	あゆみレンタル館	横須賀市長坂3丁目3番5号	福祉用具貸与	横須賀市安浦町三丁目16番地 有限会社きたさと 代表取締役 森 ペ ン
<p>横須賀市告示第43号 介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨</p>		<p>の届出がありました。 令和3年3月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>		
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年2月28日	あきやま整形ケアセンター	横須賀市根岸町1丁目7番11号ライフシティーTAKAGI1F	居宅介護支援	横須賀市根岸町一丁目9番9号久里浜スカイマンション2階 医療法人徳昌会 理事長 暁 山 昌 幸
<p>横須賀市告示第44号 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を</p>		<p>廃止する旨の届出がありました。 令和3年3月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>		
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年1月31日	よこすか南部訪問看護ステーション	横須賀市野比5丁目7番2号	介護予防訪問看護	横須賀市野比五丁目7番2号 医療法人社団聖ルカ会 理事長 猪 狩 康 裕
令和3年2月28日	あゆみレンタル館	横須賀市長坂3丁目3番5号	介護予防福祉用具貸与	横須賀市安浦町三丁目16番地 有限会社きたさと 代表取締役 森 ペ ン
<p>横須賀市告示第45号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法</p>		<p>律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次に</p>		

掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和3年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年2月28日	ニチイケアセンター 湘南山手	横須賀市吉井4丁目20番10号	同行援護	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 信 介

横須賀市告示第46号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和3年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和3年2月1日	マークスター訪問看護ステーション	横須賀市林2丁目1番35号双美ビル1階

横須賀市告示第47号 (令和3年3月25日 掲 示 済)

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、次のとおり生産緑地を特定生産緑地として指定しました。

令和3年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

番 号	位 置	区 域	特定生産緑地の面積	指定期限日
特-1	横須賀市浦郷町二丁目地内		平方メートル 約 900	
特-6	横須賀市衣笠栄町三丁目地内		約 690	
特-7	横須賀市池上四丁目地内		約 870	
特-8	横須賀市池上五丁目地内		約 1,430	
特-11	横須賀市阿部倉地内		約 3,540	
特-16	横須賀市阿部倉地内		約 1,770	
特-18	横須賀市平作六丁目地内		約 610	
特-19	横須賀市平作六丁目地内		約 1,280	
特-20	横須賀市平作六丁目地内		約 1,110	
特-21	横須賀市平作六丁目地内		約 1,310	
特-22	横須賀市平作一丁目地内		約 930	
特-23	横須賀市小矢部一丁目地内		約 590	
特-25	横須賀市小矢部三丁目地内		約 1,230	

特-26	横須賀市衣笠町地内	約 940
特-27	横須賀市衣笠町地内	約 670
特-29	横須賀市大矢部五丁目地内	約 990
特-36	横須賀市吉井二丁目地内	約 1,010
特-37	横須賀市吉井一丁目地内	約 740
特-38	横須賀市吉井一丁目地内	約 1,670
特-39	横須賀市吉井一丁目地内	約 2,610
特-41	横須賀市浦賀六丁目地内	約 1,020
特-42	横須賀市浦賀六丁目地内	約 640
特-43	横須賀市浦賀六丁目及び浦賀丘一丁目地内	約 14,470
特-44	横須賀市小原台地内	約 1,010
特-45	横須賀市小原台地内	約 4,420
特-47	横須賀市西浦賀三丁目地内	約 5,590
特-48	横須賀市西浦賀五丁目地内	約 1,220
特-49	横須賀市舟倉二丁目地内	約 1,630
特-50	横須賀市舟倉二丁目地内	約 6,040
特-51	横須賀市佐原四丁目・五丁目地内	約 3,180
特-52	横須賀市佐原五丁目地内	約 1,170
特-53	横須賀市佐原五丁目地内	約 550
特-54	横須賀市岩戸一丁目地内	約 720
特-55	横須賀市岩戸一丁目地内	約 1,340
特-57	横須賀市久村地内	約 1,320

特-58	横須賀市久村地内	約 570	別図のとおり	令和14年 11月13日	特-107	横須賀市長井三丁目地内	約 960
特-59	横須賀市久村地内	約 720			特-108	横須賀市長井三丁目地内	約 960
特-60	横須賀市久村地内	約 520			特-109	横須賀市長井五丁目地内	約 1,980
特-61	横須賀市久村地内	約 2,050			特-110	横須賀市長井五丁目地内	約 790
特-62	横須賀市久村地内	約 1,390			特-112	横須賀市長井六丁目地内	約 690
特-63	横須賀市久村地内	約 5,260			特-113	横須賀市長井六丁目地内	約 1,540
特-64	横須賀市久村地内	約 1,950			特-114	横須賀市長井六丁目地内	約 1,210
特-65	横須賀市久村地内	約 970			特-116	横須賀市林二丁目地内	約 880
特-66	横須賀市久村地内	約 1,130			特-118	横須賀市林五丁目地内	約 520
特-68	横須賀市久村地内	約 890			特-119	横須賀市林五丁目地内	約 630
特-70	横須賀市野比二丁目地内	約 1,210			特-120	横須賀市林五丁目地内	約 850
特-77	横須賀市野比三丁目地内	約 820			特-121	横須賀市林五丁目地内	約 860
特-78	横須賀市野比三丁目地内	約 1,010			特-122	横須賀市武一丁目地内	約 560
特-81	横須賀市長沢一丁目地内	約 3,630			特-123	横須賀市武三丁目地内	約 570
特-82	横須賀市長沢一丁目地内	約 1,410			特-124	横須賀市武三丁目地内	約 890
特-84	横須賀市長沢一丁目地内	約 560			特-127	横須賀市太田和二丁目地内	約 900
特-85	横須賀市長沢四丁目地内	約 1,040			特-129	横須賀市荻野地内	約 2,860
特-86	横須賀市長沢二丁目地内	約 970			特-130	横須賀市荻野地内	約 1,310
特-87	横須賀市長沢二丁目地内	約 580			特-132	横須賀市長坂三丁目地内	約 2,150
特-88	横須賀市長沢四丁目地内	約 3,030			特-133	横須賀市佐島二丁目地内	約 890
特-91	横須賀市津久井一丁目地内	約 1,710			特-134	横須賀市佐島三丁目地内	約 810
特-92	横須賀市津久井一丁目地内	約 1,720			特-135	横須賀市芦名一丁目地内	約 800
特-93	横須賀市津久井二丁目地内	約 1,180			特-136	横須賀市芦名一丁目地内	約 1,560
特-94	横須賀市津久井三丁目地内	約 550			特-137	横須賀市芦名二丁目地内	約 780
特-96	横須賀市津久井三丁目地内	約 1,500			特-138	横須賀市芦名二丁目地内	約 3,560
特-98	横須賀市長井一丁目地内	約 2,560			特-144	横須賀市芦名一丁目地内	約 980
特-99	横須賀市長井一丁目地内	約 890			特-146	横須賀市秋谷一丁目地内	約 1,390
特-100	横須賀市長井二丁目地内	約 1,100			特-148	横須賀市秋谷一丁目地内	約 860
特-101	横須賀市長井二丁目地内	約 600					
特-102	横須賀市長井二丁目地内	約 500					
特-106	横須賀市長井三丁目地内	約 700					

特-151	横須賀市秋谷二丁目地内	約 570
特-153	横須賀市秋谷地内	約 750
特-154	横須賀市秋谷地内	約 510
特-155	横須賀市秋谷地内	約 630
特-156	横須賀市秋谷地内	約 1,510
特-157	横須賀市秋谷地内	約 1,340
特-159	横須賀市小原台地内	約 570
特-160	横須賀市長沢一丁目・四丁目地内	約 2,380
特-161	横須賀市長沢二丁目地内	約 710
特-162	横須賀市津久井一丁目地内	約 500
特-164	横須賀市長井一丁目地内	約 640
特-167	横須賀市佐島一丁目地内	約 650

(別図略)

横須賀市告示第48号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都

市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和3年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除却年月日	保管期間
はり札等	5	汐入町3丁目、若松町2丁目、富士見町2丁目及び佐原5丁目地内	令和3年2月1日から同月26日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	2	湘南鷹取5丁目地内		

2 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第49号

自転車等の放置防止に関する条例(平成3年横須賀市条例第29号)第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和3年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移動年月日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保管場所
	自転車	原動機付自転車及び普通自動2輪車		
令和3年2月1日から同月26日まで	47台	6台	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	4	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	3	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	34	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	4	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	5	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	京急大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	10	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	14	4	鷹取2丁目、追浜本町1丁目、追浜町3丁目、船越町6丁目、吉倉町2丁目、本町1丁目、三春町2丁目、富士見町3丁目、大矢部3丁目、根岸町4丁目、池田町2丁目、佐原4丁目・5丁目、久里浜1丁目及び野比5丁目地内の道路	同

同	1	0	横須賀駅第1自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	Y R P野比駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	Y R P野比駅第2自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1台につき 1,500円
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき 3,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市土木部土木計画課

横須賀市告示第50号

道路区域変更に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更します。
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和3年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
1,142	旧	池上2丁目3877番の1地先から 池上2丁目3923番の1地先まで	メートル 2.7~ 2.8	メートル 2.6
	新	池上2丁目3877番の1地先から 池上2丁目3923番の1地先まで	2.7	2.6
1,143	旧	池上2丁目3923番の3地先から 池上2丁目3923番の1地先まで	1.8~ 2.9	13.9
	新	池上2丁目3923番の3地先から 池上2丁目3923番の1地先まで	2.3~ 4.0	14.0
1,627	旧	夏島町2番の2地先から 浦郷町4丁目8番の1地先まで	25.6~27.8	115.9
	新	夏島町2番の2地先から 浦郷町4丁目8番の1地先まで	25.6~28.7	115.9
2,331	旧	鴨居1丁目2738番の1地先から 鴨居1丁目2751番の5地先及び2737番地先まで	1.8~ 2.0	23.9
	新	鴨居1丁目2738番の1地先から 鴨居1丁目2751番の8地先及び2736番の1地先まで	2.0~ 8.7	55.3
3,083	旧	津久井3丁目916番の3地先から 津久井3丁目915番の2地先まで	1.8~ 2.0	34.2
	新	津久井3丁目916番の1地先から 津久井3丁目915番の2地先まで	2.9~ 3.1	34.2
4,326	旧	夏島町2番の2地先から 夏島町1番の1地先まで	18.0	100.7
	新	夏島町2番の2地先から 夏島町1番の1地先まで	18.0~52.6	95.0

横須賀市告示第51号

道路の供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和3年3月25日から次のように道路の供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和3年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	起 終 点
1,142	池上2丁目3877番の1地先から 池上2丁目3923番の1地先まで

1,143	池上2丁目3923番の3地先から 池上2丁目3923番の1地先まで
1,627	夏島町2番の2地先から 浦郷町4丁目8番の1地先まで
3,083	津久井3丁目916番の1地先から 津久井3丁目915番の2地先まで
4,326	夏島町2番の2地先から 夏島町1番の1地先まで

横須賀市告示第52号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和3年3月26日から次のように道路の供用を開始します。その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和3年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	起 終 点
2,331	鴨居1丁目2738番の1地先から 鴨居1丁目2751番の8地先及び2736番の1地先まで

横須賀市告示第53号

平成8年横須賀市告示第135号（横須賀港港湾隣接地域の指定について）の一部を次のように改正します。

令和3年3月25日

横須賀港港湾管理者 横須賀市

代表者 横須賀市長 上 地 克 明

第1項の表長浦の項及び本港の項を次のように改める。

長 浦	基点第0301号から28度に引いた線、基点第0301号から基点第0305号までを順次結んだ線、基点第0305号と基点第0336号を結んだ線、基点第0336号と基点第0337号を結んだ線、基点第0337号と基点第0310号を結んだ線、基点第0310号から基点第0316号までを順次結んだ線、基点第0316号と基点第0338号を結んだ線、基点第0338号と基点第0339号を結んだ線、基点第0339号と基点第0321号を結んだ線、基点第0321号と基点第0323号を結んだ線、基点第0323号から基点第0330号までを順次結んだ線、基点第0330号と基点第0332号を結んだ線、基点第0332号から基点第0334号までを順次結んだ線及び基点第0334号から36度に引いた線と海面により囲まれた陸域
本 港	基点第0434号から78度に引いた線、基点第0434号から基点第0436号までを順次結んだ線、基点第0436号と基点第0402号を結んだ線、基点第0402号から基点第0433号までを順次結んだ線及び基点第0433号から295度に引いた線と海面により囲まれた陸域

第1項の表鴨居の項を次のように改める。

鴨 居	基点第0929号から141度に引いた線、基点第0929号と基点第1001号を結んだ線、基点第1001号から基点第1027号までを順次結んだ線、基点第1027号と基点第1035号を結んだ線、基点第1035号と基点第1030号を結んだ線、基点第1030号から基点第1034号までを順次結んだ線及び基点第1034号から127度に引いた線と海面により囲まれた陸域
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2項中
 第0317号 基点第0316号から206度180メートル
 第0318号 基点第0317号から110度127メートル
 第0319号 基点第0318号から199度31メートル
 第0320号 基点第0319号から111度18メートル
 第0321号 基点第0320号から22度208メートル

の標柱
 の標柱
 の標柱 を「第0321号 基点第0339号から22度118メートルの標柱」
 の標柱
 の標柱」
 の標柱」に、「第0337号 基点第0336号から170度42メートルの標柱」を
 「第0337号 基点第0336号から170度42メートルの標柱」を
 第0338号 基点第0316号から206度118メートルの標柱」を
 第0339号 基点第0338号から112度143メートルの標柱

の標柱 「第0401号 北緯35度17分41秒、東経139度38分50秒」
 の標柱 に、 第0402号 基点第0401号から152度196メートルの標柱」

分50秒 横須賀市長浦町1丁目1555番9地先の標柱
 トルの標柱 を

「第0402号 基点第0436号から152度170メートルの標柱」に、
 「第0433号 基点第0432号から26度75メートルの標柱」を
 「第0433号 基点第0432号から26度75メートルの標柱
 第0434号 北緯35度17分41秒、東経139度38分50秒 横須賀
 第0435号 基点第0434号から153度26メートルの標柱
 第0436号 基点第0435号から242度3メートルの標柱

市長浦町1丁目1555番9地先の標柱 「第1028号 基点第1029号 基点第1030号 基点第

1027号から255度542メートルの標柱
 1028号から337度125メートルの標柱 を「第1030号 基点第1029号から65度122メートルの標柱」

1035号から337度146メートルの標柱」に、「第1034号 基点第1033号から223度38メートルの標柱」を「第1034号 基点第1035号 基点

第1033号から223度38メートルの標柱
 第1027号から225度418メートルの標柱」に改める。

公 告

横須賀市公告第44号 (令和3年3月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	介護保険料納入通知書	2月分の納期限は、令和3年3月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第45号 (令和3年3月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和2年度	介護保険料	12月分	令和3年1月29日

(別紙略)

横須賀市公告第46号 (令和3年3月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	国民健康保険料決定通知書	12月分から2月分までの納期限は、令和3年3月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第47号 (令和3年3月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和元年度	国民健康保険料	減額分
令和2年度	変更通知書	減額分

(別紙略)

横須賀市公告第48号 (令和3年3月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和2年度	国民健康保険料	9月分	令和2年10月30日
		10月分	令和2年11月30日
		11月分	令和2年12月28日
		12月分	令和3年1月4日

(別紙略)

横須賀市公告第49号 (令和3年3月12日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

ら申出があるときは交付します。

令和3年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第50号 (令和3年3月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和2年度	後期高齢者医療保険料	12月分	令和3年1月4日

(別紙略)

横須賀市公告第51号 (令和3年3月16日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、不動産に係る差押書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年3月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第52号 (令和3年3月16日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年3月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第53号 (令和3年3月16日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年3月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第54号 (令和3年3月25日) 掲 示 済

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第2条の規定により、次の都市公園の区域及び面積を変更し、令和3年3月25日からその供用を開始します。

令和3年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

名 称	位置（代表地番）	区 域	面 積	
			変 更 前	変 更 後
津久井5丁目都市林	横須賀市津久井5丁目3533番	別図のとおり	平方メートル 25,415	平方メートル 29,040

津久井5丁目第3都市林	横須賀市津久井5丁目3562番2	別図のとおり	47,516	60,352
須軽谷都市林	横須賀市須軽谷1274番1	別図のとおり	12,046	22,502
須軽谷第2都市林	横須賀市須軽谷1341番	別図のとおり	23,295	28,444
武3丁目都市林	横須賀市武3丁目4154番	別図のとおり	100,604	112,058
武3丁目第2都市林	横須賀市武3丁目3369番	別図のとおり	60,592	63,436

(別図略)

横須賀市公告第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に

より、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和3年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

許可年月日及び許可番号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成31年1月29日 30開第24号	令和3年2月26日 令2第24号	横須賀市鴨居1丁目2736番1ほか 4筆	横須賀市日の出町一丁目12番地 かつ七興産株式会社 代表取締役 高 橋 充

横須賀市公告第56号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。
令和3年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	道路位置指定地名地番	地目	幅員	延長	申請者の住所及び氏名
令和3年 2月2日	横須賀市根岸町2丁目 103番39 45 65 72 73 74	公衆用道路、山林	メートル 4.20 6.10	メートル 6.67 15.54	川崎市多摩区菅北浦三丁目12番29号 株式会社日東 代表取締役 仲 村 陽 一

横須賀市公告第57号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。
令和3年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井2丁目1993番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井2丁目13番10号
沼 田 眞 一
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横浜市南区西中町1丁目1番地704
三 富 貴 子

記の2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井2丁目2239番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井3丁目12番6号
原 田 洋 治
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横浜市南区西中町1丁目1番地704
三 富 貴 子

記の3

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井2丁目2278番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井2丁目12番12号
嘉 山 明
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横浜市南区西中町1丁目1番地704
三 富 貴 子

記の4

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井4丁目3620番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井2丁目8番5号
久 保 田 晃
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横浜市南区西中町1丁目1番地704
三 富 貴 子

記の5

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井4丁目3812番及び4175番3
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井6丁目24番16号
小 島 有 貴
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横浜市南区西中町1丁目1番地704
三 富 貴 子

記の6

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井2丁目2023番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井1丁目2番7号
富 沢 勝 美
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
逗子市沼間2丁目2番40号グリーンハウス201
松 尾 美 枝 子
大阪府大阪此花区春日出南3丁目3番41号507
北 畑 登 志 子

記の7

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井2丁目2023番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井3丁目11番1号
久 保 木 大 輔
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
逗子市沼間2丁目2番40号グリーンハウス201

松 尾 美枝子
大阪府大阪市此花区春日出南3丁目3番41号 507
北 畑 登志子

記の8

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井4丁目3725番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井2丁目4番11号
嘉 山 敬 夫
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井2丁目8番11号
山 崎 光 代

記の9

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長坂4丁目875番1並びに芦名1丁目292番、463番1、467番、468番及び469番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市秋谷2丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長坂3丁目4番20号
三 橋 正 喜

記の10

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林5丁目1235番、1243番、1801番1及び1801番2
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林2丁目14番8号
田 中 博 明
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林5丁目1番2号
角 田 武 範

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第9号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、令和3年4月1日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和3年3月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

下水を排除し、及び処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の方式	終末処理場の位置及び名称
富士見町1丁目及び2丁目の各一部	別図のとおり	分流式	横須賀市三春町2丁目1番地 横須賀市下町浄化センター
久里浜1丁目の一部			横須賀市長坂2丁目2番2号 横須賀市西浄化センター
秋谷1丁目の一部			

(別図略)

横須賀市上下水道局告示第10号

指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第7条の規定に基づき、次のとおり指定下水道工事店の指定を辞退する旨届出がありました。

令和3年3月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代表者名	所 在 地	届出年月日
須 352	株 式 会 社 原 設 備 工 業	原 輝 光	川崎市宮前区宮崎五丁目3番地32	令和3年2月24日
須 229	株 式 会 社 近 藤 水 道	近 藤 立 三	横浜市神奈川区片倉二丁目36番19号	令和3年2月25日

横須賀市上下水道局告示第11号

令和元年横須賀市上下水道局告示第32号により指定した指定下水道工事店イズミ工業は、次のとおり所在地を変更しました。

令和3年3月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	
			新	旧
須 385	イズミ工業	八 木 周 太	藤沢市羽鳥5丁目7番19号	藤沢市辻堂元町5丁目17番7号

教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第2号 (令和3年2月12日 掲 示 済)

横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則を次のように定める。

令和3年2月12日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則
(設置)

第1条 横須賀市立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の事務処理体制を整備することにより、学校に係る事務の効率化、標準化等を図り、もって学校教育の充実並びに学校の事務職員の資質及び能力の向上に資する

ため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の4第1項の規定に基づき、設置校に共同学校事務室を設置する。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同学校事務室 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項に規定する共同学校事務室をいう。
- (2) 構成校 別表に掲げる地域ごとに学校に係る事務を共同処理する学校として同表に掲げるとおり指定する学校をいう。
- (3) 設置校 構成校に係る事務を共同処理する共同学校事務室を置く学校として教育委員会が定める学校をいう。

(設置校長)

第3条 設置校の校長（以下「設置校長」という。）は、共同学校事務室の運営に係る事務を総括管理する。

(室長等)

第4条 共同学校事務室に室長及び室員を置く。

2 室長は、構成校の事務主幹及び総括事務主査のうちから教育委員会が任命する。ただし、これらの者のうちから任命することが困難であるときその他特別の事情があるときは、これらの者以外の事務職員のうちから任命することができる。

3 室員は、構成校の事務職員のうちから教育委員会が任命する。

4 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるほか、室員を監督し、並びに設置校長及び構成校の校長との連絡調整を行う。

(共同処理を行う事務)

第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号。以下この条において「政令」という。)第7条の2第3号に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文書管理及び調査統計に関する事務
- (2) 児童及び生徒の就学に関する事務
- (3) 教職員の人事に関する事務
- (4) 予算執行の財務に関する事務(政令第7条の2第1号及び第2号に掲げる事務を除く。)
- (5) 学校の施設及び設備に関する事務
- (6) 教職員の福利厚生に関する事務
- (7) 学校事務の指導助言に関する事務
- (8) 学校事務の効率化、標準化等の推進に関する事務
- (9) その他共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものと教育委員会が認める事務

(協議会)

第6条 教育委員会に共同学校事務室の運営の適正化及び地域間の連携を図るため、各地域の設置校長、室長及び教育委員会事務局の職員のうち教育長が指名する者を構成員として組織する学校事務推進協議会を置く。

2 学校事務推進協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、共同学校事務室の設置及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

地 域	構 成 校	
	小 学 校	中学校及び特別支援学校
追 浜	横須賀市立追浜小学校 横須賀市立夏島小学校 横須賀市立浦郷小学校 横須賀市立鷹取小学校 横須賀市立船越小学校 横須賀市立田浦小学校 横須賀市立長浦小学校	横須賀市立追浜中学校 横須賀市立鷹取中学校 横須賀市立田浦中学校
不入斗及び池上	横須賀市立逸見小学校 横須賀市立沢山小学校 横須賀市立桜小学校 横須賀市立汐入小学校 横須賀市立豊島小学校 横須賀市立鶴久保小学校 横須賀市立池上小学校	横須賀市立坂本中学校 横須賀市立不入斗中学校 横須賀市立池上中学校
衣 笠	横須賀市立城北小学校 横須賀市立衣笠小学校 横須賀市立大矢部小学校 横須賀市立森崎小学校	横須賀市立衣笠中学校 横須賀市立大矢部中学校 横須賀市立ろう学校

中央及び大津	横須賀市立諏訪小学校 横須賀市立田戸小学校 横須賀市立山崎小学校 横須賀市立公郷小学校 横須賀市立大津小学校 横須賀市立根岸小学校	横須賀市立常葉中学校 横須賀市立公郷中学校 横須賀市立大津中学校
浦 賀	横須賀市立走水小学校 横須賀市立馬堀小学校 横須賀市立望洋小学校 横須賀市立大塚台小学校 横須賀市立浦賀小学校 横須賀市立小原台小学校 横須賀市立鴨居小学校 横須賀市立高坂小学校	横須賀市立馬堀中学校 横須賀市立浦賀中学校 横須賀市立鴨居中学校
久里浜	横須賀市立岩戸小学校 横須賀市立久里浜小学校 横須賀市立明浜小学校 横須賀市立神明小学校	横須賀市立岩戸中学校 横須賀市立久里浜中学校 横須賀市立神明中学校 横須賀市立養護学校
北下浦	横須賀市立栗田小学校 横須賀市立野比小学校 横須賀市立野比東小学校 横須賀市立北下浦小学校 横須賀市立津久井小学校	横須賀市立野比中学校 横須賀市立北下浦中学校 横須賀市立長沢中学校
西	横須賀市立長井小学校 横須賀市立富士見小学校 横須賀市立武山小学校 横須賀市立荻野小学校 横須賀市立大楠小学校	横須賀市立長井中学校 横須賀市立武山中学校 横須賀市立大楠中学校

横須賀市教育委員会規則第3号 (令和3年2月12日) 掲 示 済

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月12日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第15号様式(第2面)及び第15号様式(第3面)を次のように改める。

第15号様式(第2面)

氏名		学校名		学年		学期		整理番号		
各教科の学習の記録										
教科	観点	学年			特別の教科選修	学年	観点			
		1	2	3			1	2	3	
国語	知識・技能				学習態度及び道徳性に係る成長の様子	1	知識・技能			
	思考・判断・表現						思考・判断・表現			
	主体的に学習に取り組む態度						主体的に学習に取り組む態度			
総合的な学習の時間の記録										
教科	観点	学年	学習活動	観点	評価	学年				
						1	2	3	評価	
国語	知識・技能				1	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
社会	知識・技能				2	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
数学	知識・技能				3	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
理科	知識・技能				1	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
音楽	知識・技能				2	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
美術	知識・技能				3	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
保健体育	知識・技能				1	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
技術・家庭	知識・技能				2	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
外国語	知識・技能				3	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				

第15号様式(第3面)

氏名		学校名		学年		学期		整理番号			
特別活動の記録											
内容	観点	学年			学年	観点					
		1	2	3		1	2	3			
学級活動					1	学級活動					
生徒会活動						生徒会活動					
学校行事						学校行事					
行動の記録											
項目	学年	学年			項目	学年	学年				
		1	2	3			1	2	3		
基本的な生活習慣					1	生命尊重・自然愛護					
健康・体力の向上						勤労・奉仕					
自主・自律						公正・公平					
責任感					2	公共心・公徳心					
創意工夫						創意工夫					
思いやり・協力						思いやり・協力					
総合所見及び指導上参考となる諸事項											
第1学年			第2学年			第3学年					
出欠の記録											
学年	授業日数	出席日数	出席率(%)	欠席日数	出席日数	出席率(%)	欠席日数	出席日数	出席率(%)	備考	
1											
2											
3											

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第4号(令和3年2月12日) 掲示 済

横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月12日

横須賀市教育委員会 教育長 新倉 聡

横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第6号様式(表)を次のように改める。

第6号様式(表)(第8条第1項関係)

氏名		学校名		学年		学期		整理番号		
各教科の学習の記録										
教科	観点	学年			特別の教科選修	学年	観点			
		1	2	3			1	2	3	
国語	知識・技能				学習態度及び道徳性に係る成長の様子	1	知識・技能			
	思考・判断・表現						思考・判断・表現			
	主体的に学習に取り組む態度						主体的に学習に取り組む態度			
社会	知識・技能				2	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
数学	知識・技能				3	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
理科	知識・技能				1	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
音楽	知識・技能				2	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
美術	知識・技能				3	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
保健体育	知識・技能				1	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
技術・家庭	知識・技能				2	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				
外国語	知識・技能				3	知識・技能				
	思考・判断・表現					思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度				

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第5号(令和3年3月1日) 掲示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。 令和3年3月1日

横須賀市教育委員会 教育長 新倉 聡

- 1 日時 令和3年3月4日午後3時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 指定重要文化財の指定について

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第1号(令和3年3月1日) 掲示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,778です。

令和3年3月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口 道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第2号 (令和3年3月1日)
掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、112,954です。

令和3年3月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口 道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第3号 (令和3年3月1日)
掲 示 済

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、56,477です。

令和3年3月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口 道夫

正 誤

令和2年4月1日付け横須賀市報号外第8号1ページ左欄上から7行目中「建築物駐車施設条例による周辺地区及び自動車ふくそう地区の指定について中一部改正」は「要保護児童対策地域協議会の設置について等中一部改正」の誤り

令和2年4月1日付け横須賀市報号外第9号7ページ横須賀市教育委員会規則第1号中「横須賀市教育委員会規則第1号」は「横須賀市教育委員会規則第6号」の、同ページ横須賀市教育委員会規則第2号中「横須賀市教育委員会規則第2号」は「横須賀市教育委員会規則第7号」の、同ページ横須賀市教育委員会規則第3号中「横須賀市教育委員会規則第3号」は「横須賀市教育委員会規則第8号」の、同ページ横須賀市教育委員会規則第4号中「横須賀市教育委員会規則第4号」は「横須賀市教育委員会規則第9号」のいずれも誤り

令和2年4月10日付け横須賀市報第1789号14582ページ横須賀市告示第78号中「令和7年3月31日」は「令和3年3月31日」の、同号14583ページ横須賀市告示第80号中「令和7年3月31日」は「令和3年3月31日」のいずれも誤り